

～社長さん！あなたの義務です 労働保険～

労働保険に加入していますか？

従業員を一人でも雇用していたら、労働保険に加入しなければなりません。

▼労働保険とは **労働保険**…原則、他人従業員に対しての保険

労災保険

雇用保険

(任意加入)
事業主の労災
特別加入制度



(参考：中小事業主用しおり)

◎ 工作中的ケガや病気、通勤途中の事故等で補償が受けられる保険
◎ 事業所が保険料全額負担

◎ 失業した際、生活の安定や再就職促進のために給付が受けられる保険
◎ 事業所と本人で保険料負担

▼労働保険料は

基本的に従業員の給与の年間総支給額より算出します。

- ① 見込み年間総支給額×労働保険率＝概算労働保険料 → 国へ納付
- ② 年度末で年間総支給額が確定 → 確定労働保険料を計算し、先に国へ納付した概算保険料と精算
- ③ この先1年間の見込み年間総支給額で、概算保険料を出し国へ納付

- ・ 労災保険率は、業種によって決まっています。(危険度の高い業種は高い率で設定)
- ・ 雇用保険率は、事業の内容によって決まっています。(R5.4.1施行)

	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
	雇用保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

▼手続きは

労働保険事務組合岡崎商工会議所にて事務委託されると次のメリットがあります。

1. 労災加入することができない事業主や家族従事者も特別に労災保険に加入することができます。
2. 労働保険料の金額にかかわらず3回(7月、10月、1月)に分けて納付できます。
3. 事業主に代わって事務代行。わずらわしい事務処理の軽減が図られます。

▼手数料は

事務手数料(年間) = 確定保険料×5% + 消費税10% (100円未満切り捨て)

(別途本所会員の年会費が必要となります。個人事業主:16,000円～、法人:22,000円～)

▼問合せ先

労働保険事務組合 岡崎商工会議所 (T1180305000908)

(電話 53-6164 FAX 64-1522)

(R6.1作成)

～建設業一人親方労災組合岡崎商工会議所～

入れますよ!建設業の一人親方さん!労災保険

建設業を行なう一人親方のみなさんは、工作中や通勤途中に災害を受けた場合でも、元請会社が加入している労災保険では補償されません。

しかし、いざというときのために、一人親方労災（一人親方等特別加入制度）に加入すれば安心です。

◆一人親方とは？

従業員を全く使用しない経営者・事業主などです。（従業員を使用していても
通年雇用でなく、年間100日未満である場合も一人親方とみなされます。）

《加入対象者》

- ・建設業（大工・左官・トビなど）を行っている一人親方およびその家族従事者
- ・岡崎商工会議所会員で岡崎労働基準監督署管内（岡崎市・幸田地区）の事業所の方
- ・営業実態が確認出来る方

※元請工事がある場合は別途手続きが必要となりますので、お知らせください。

◆補償内容

- ・業務災害・通勤災害による傷病等について保険給付されます。
- ・選択した給付基礎日額により、補償額が変わります。

療養(補償)給付	休業(補償)給付	傷病(補償)給付	障害(補償)給付
遺族(補償)給付	埋葬料・葬祭給付	介護(補償)給付	

詳細は厚生労働省 HP の特別加入制度のしおり（一人親方用）をご覧ください。→



◆労災保険料は？(毎年2月に年度更新の手続き)

- ・労災保険料は加入時一括前納、継続の場合も指定日までに次年度分を一括全納
- ・労災保険料率は、一律17/1000（年度途中加入の場合は月割り）
- ・給付基礎日額 6,000～25,000円より希望基礎日額を選択

給付基礎日額	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
年間労災保険料	37,230円	43,435円	49,640円	55,845円	62,050円
給付基礎日額	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円
年間労災保険料	74,460円	86,870円	99,280円	111,690円	124,100円
給付基礎日額	22,000円	24,000円	25,000円		
年間労災保険料	136,510円	148,920円	155,125円		

◆その他

労災保険料の他に次の経費が必要です。

- ・**岡崎商工会議所 会費 個人事業主:16,000円～/年、法人:22,000円～/年**
- ・**事務手数料 1人 6,600円/年(消費税10% 600円を含む)**

◆手続きの際に必要なもの

- ・開業届もしくは確定申告書、身分証明書（運転免許証等）
- ・会費等引落としご希望の通帳、銀行印
- ・労働保険料、事務手数料、商工会議所年会費（申込時に非会員の方のみ）

◆問合せ先 建設業一人親方労災組合 岡崎商工会議所 (T1180305000908)
〒444-8611 岡崎市竜美南1-2(岡崎商工会議所3階)
TEL 53-6164/FAX 64-1522